

「SCM2034 株を利用して生産されたシアノコバラミン」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和元年10月2日～令和元年10月31日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1件
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

意見・情報の概要	食品安全委員会の回答
<p>「SCM 2034 株はテトラサイクリン耐性遺伝子を有するが、その有害性は知られていない。」「従来品と比較して既存の非有効成分の含有量は安全上問題となる程度にまで増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないと考えられる。」というような、現在の知見では有害性がわからない、あるいは安易な推測（「…考えられる」のような表現）に基づき「安全性が確認されたと判断した。」のは国民の健康を蔑ろにしている。このような形で世界一の遺伝子組換え物質（約230で2位のアメリカの約100種の倍）に晒される日本国民は、人体実験されているとしか思えない。 原則遺伝子組換え物質は禁止すべき。</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に基づき、安全性が確認されたと判断しました。</p> <p>なお、遺伝子組換え食品の承認に関する御意見はリスク管理に関するものと考えられることから、厚生労働省へお伝えします。</p>

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。